2009.1.29

PL Report ＜2008 No.10＞

国内の PL 関連情報

国民生活審議会がリコール促進の共通指針素案を公表

（2008 年 12 月 13 日　東京読売新聞）

国民生活審議会（首相の諮問機関）は、2008 年 12 月、第 5 回消費者安全に関する検討委員会にて、「リコール促進の共通指針」の素案をまとめた。

同指針（案）では、リコール開始の判断基準とリコールの方法について、危険性の程度などに応じて分類し、対応の目安を示している。

また、事業者に対してはリコールの実施に向けて以下の 4 項目の実施体制の構築を求めている。

〈1〉リコールの手順を文書化し社内で共有
〈2〉社内情報を集約し経営責任者に迅速に伝わる仕組の構築
〈3〉外部意見入手ルートの構築
〈4〉リコール担当役員の選任

ここがポイント

この指針（案）では、事業者はリコールを実施する際、速やかに関連部門が連携して実施の体制を整えるための調整機能役として、リコール担当役員をあらかじめ選出しておくことを求めています。また、社内基準としてリコール実施基準（終了基準）を定めている企業でも、モニタリングの方法やリコール終了にいたる一連の流れを、社内基準として定めていない場合は、作成しておくことが望ましいとしています。

今回、公表された指針はあくまでも案ですが、国民生活審議会は「消費者基本計画」としてリコール制度の強化・拡充を推進しており、各製品分野を超えた共通の指針となります。

既にリコールに関する社内基準を制定している事業者も、その基準が指針の要求する水準を十分に満たしているか、あらかじめ確認をしておくことが必要です。

足用マッサージ器の誤使用で３人が窒息死

（2008 年 12 月 17 日，東京読売新聞　等）

厚生労働省は、足用電気マッサージ器を誤った方法で使用し、これまでに 3 人が窒息死していたことを公表した。

同製品は、突起物の付いたローラーに専用布カバーを装着して回転させ、足などをマッサージする仕組みだが、3 人は布カバーを外し首周辺で使用したため、ローラーに衣服を巻き込まれて首が絞まり、窒息死したとみられる。

同製品は 1983 年から 1990 年までに約 42 万台出荷されているが、同製品の製造業者の社長は、「欠陥ではないので自主回収は考えていない」としている。

ここがポイント

この事故は、当該マッサージ器を布カバー非装着の状態で頸部付近をマッサージ中、衣服がローラーに巻き込まれ、女性 3 名が窒息死したものです。同製品には布カバーを取り付け

て使用をするよう注意書きがあることより、製造業者は「不良品ではなく、適正な利用をすれば事故は起きない」と主張しています。

同製品は薬事法で規定された一般医療機器であり、製品事故が発生した際には、製造者により事故の原因が製品にあると判断された場合のみ厚生労働大臣への報告義務が課せられます。当該事故に関しては原因が製品ではなく、消費者の「誤使用」と製造業者が判断したため報告しませんでした。ところが、経済産業省に当該事故情報が伝わり、管轄である厚生労働省にも伝達されたことにより、今回の公表にいたりました。

厚生労働省は本製品をリコールとせず、注意喚起と事故情報を同省ホームページで公表しています。しかし、同様の事故が他の製品で発生すれば、原因はともあれリコールになる可能性があります。当該事故は厚生労働省の管轄下である医療機器の事故であることより、一般的な消費生活用製品事故の対応とは異なる対応となった可能性があります。一般市場向け製品については、医療機器であっても使用者の安心・安全を考えると、他の製品と同等の対応をすべきであると考えられます。

事業者としては、リコールは「消費者が安心・安全に使えるよう情報を解析し、危害発生・拡大を防止するために必要な対策」であるとの基本概念により実施しなければなりません。リコールの実施基準が市場の常識に見合っているかを常に見直していくことが重要です。

洗濯機による指切断事故が増加

（2008 年 12 月 21 日　大阪読売新聞）

1996 年以降、洗濯機の脱水槽で回転する洗濯物に指が巻き込まれて切断するなどの重傷事故が、製品評価技術基盤機構（NITE）に 16 件報告されている。蓋を開けて脱水槽の回転が完全に止まっていない状態で手を入れたため起きたケースが大半だが、長期間使用による部品の消耗で停止機能が低下した経年劣化が原因のケースもある。NITE はメーカーや販売店へ修理の相談をするようにと消費者へ注意を呼びかけている。

ここがポイント

NITE や国民生活センターに入る情報の中で、定常的に報告されている重傷事故のひとつとして洗濯機の脱水槽事故があり、事故に対する安全策としては、日本工業規格（JIS）および電気用品安全法の規定により、次の 2 種のタイプの何れかの機構上の対応が必要とされています。

A）作動中に蓋を開けた際ブレーキ機構などにより一定時間内に停止する。

B）作動中は蓋にロックがかかり、脱水槽が停止しないと蓋のロックが解除されない。

自社基準にA）B）のどちらの基準を採用するかは、使用者の機器操作の実態等を調査・検証し、製品寿命期間まで安全に使用できることを考慮して判断する必要があります。

A）の場合、規定時間内に脱水槽を止める機構が永久に劣化しないということはありません。停止までの時間が徐々に延長されることが予測されます。したがって、A）の基準も認められていますが、使用者がより安全に使用できる B）の基準を採用した製品を供給することが望ましいといえます。

製品は「劣化が必ず起こる」ということを念頭に、製品寿命期間および期間中の使用におけるリスクを抽出し、基準の採用方針を決める必要があります。

現在の自社製品の設計・製造基準が「市場での使用状況に適切に対応できるか」を判断するだけでなく、今後発生するであろう、経年劣化や使用環境の変化による誤使用等のリスクに対しても定期的に検討することが重要です。

海外の PL 関連情報

EU が域内集団訴訟制度案にコメント募集

EU（欧州連合）の消費者問題委員会は、2 年前に発表された「新消費者戦略 2007－2013」に則り、越境型集団訴訟制度の創設を検討しているが、11 月 27 日にグリーンペーパーを発表し、パブリックコメント手続きを開始した。3 月 1 日までの 3 ヶ月間、加盟各国からのコメントを募集している。

グリーンペーパーでは、加盟国における集団訴訟制度の現況報告がなされ、問題解決案が提案された。現状報告では、多くの消費者が他の消費者と共同して法廷で権利を主張することを望んでおり、13 の加盟国で集団訴訟制度が存在するが、訴訟費用が高額であること、訴訟手続が複雑で長期に及ぶことが阻害要因となっているとされた。問題解決のため以下の 4 つの選択肢を示し、これらのいずれか、あるいは複数の方策の採用を提案している。

（1）EU による早急な対策は留保し、加盟各国の現行法制度の成り行きを継続モニター
（2）加盟国間の協力体制を構築し、現在の集団訴訟制度で他国の原告を認容する
（3）少額の集団申立も扱う法廷外紛争処理制度の普及
（4）法律による域内集団訴訟手続の構築

集められたコメントは本年前期中に要約が発行され、委員会にて EU 域内の集団訴訟制度のあり方の検討が進められる。

ここがポイント

EU における越境型集団訴訟制度の創設の動きはＰＬレポート 2007 年第 1 号にて報告していますが、消費者保護の観点で EU 委員会が主体的に推進しています。今回のグリーンペーパーは状況把握と問題点および協議ポイントの確認のために発行され、EU 委員会がパブリックコメントを求めています。グリーンペーパーで指摘、提案された内容を中心に加盟各国の当事者と協議を行い、制度の立ち上げに進んでいくことになります。

提案には、EU 全域に適用される集団訴訟制度の創設もありますが、米国におけるクラスアクション制度とは異なるものとする意向が伺えます。米国の法律制度を「有害なカクテル」と称し、弁護士の成功報酬制度、懲罰的賠償責任制度、公判前開示制度、オプトアウト制度（集団訴訟からの離脱を申告しない限り、該当訴因の被害者は原告となる制度）が交じり合って、クラスアクション制度が適正に機能していないとしています。EU 流の集団訴訟制度の模索が続くことになります。

欧州全域に適用される集団訴訟制度が成立すれば、従来は費用面で提訴を断念していた少額損害の事件においても国を超えて集団で提訴することが増え、被告企業における訴訟対応費用が増大することになります。今後の推移が注目されます。

中国メラミン入りミルク製造会社に集団訴訟、会社破綻、経営者に刑事罰

中国における乳児用粉ミルクへの有害物質メラミン混入事件で被害を受けた 9 家族が、10 月 29 日に集団で訴訟を提起した。また、該当事件のミルク製造会社 22 社の中心的な会社は 12 月 24 日に破産命令を受けた。12 月 26 日には刑事裁判が開始され、製造会社の元役員 4 名は、メラミン混入や事件発覚の隠蔽を行ったとして、懲役刑が課された。

集団訴訟では、原告はメラミンが混入した粉ミルクにより腎臓結石などを発症したとして、製造会社を被告として約 1870 万円余りの損害賠償を求め裁判所に提訴した。

集団訴訟および個別の訴訟への対応費用や悪評による商売不振のため経営が困難となった製造会社は、被害者からの申し立てを認めた裁判所から破産命令を受けた。約 150 億円の負債を抱えていた。

ここがポイント

中国における粉ミルクへのメラミン混入事件は昨年 9 月に発覚し、中国当局による規制や各国でのリコールにまで発展した一大事件です。中国国内で 6 名の死亡と 29 万 4000 人の障害が報告されており、取り締まりを担当する政府の役人数名が更迭されました。10 月末には集団訴訟が提起されましたが、政府の指示により訴訟提起は保留されたままであるとの報道もされました。粉ミルクの製造販売会社が破産命令を受けた理由は、メラミン混入事件にまつわる損害賠償の負担が大きいことであるとされています。

中国では製品安全問題が頻発しており、それに続く損害賠償請求により企業破綻した事例もいくつかあります。1993 年に製品品質法が制定され、損害賠償請求の規定が整備されましたが、裁判所により偏見ある裁定がされるとの評判があり、裁判所判断の標準化が課題となっています。

今回の事件では集団訴訟を含む多数の提訴が被告企業の存続を断つことの一因になりました。中国においても製品安全上の問題があれば、企業が淘汰されるとのルールが確立したといえます。企業としては、品質に配慮するとともに、問題発生時には迅速で適切な対応を選択できるよう、普段からの準備が必要です。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2009